

令和8年度岩手県管理期保健師研修事業委託仕様書

1 目的

県内の市町村、保健所等に勤務する管理期保健師を対象とした研修を実施することにより、公衆衛生看護管理の概念を踏まえ、求められる役割を果たすために必要な能力の向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 研修内容

次の研修について、参加者を募集し、事業を実施すること。

管理期保健師研修事業

管理期保健師の能力として必要なリーダーとしての意識化や政策策定と評価、危機管理、人事管理等能力の向上を図る研修を実施する。

(2) 研修期間、回数、時間及び募集人数の目安（1日当たり6時間程度。各回20人程度）

2回（2日）実施するものとする。

(3) 研修場所

研修内容及び受講者の便宜を考慮し開催場所を決めること。

(4) 受講対象者

県内市町村及び保健所等に勤務するキャリアレベルB-1からB-4の保健師（概ね採用20年目以上の保健師）とする。

(5) その他

県と受託者の協議により、オンラインやオンデマンドの研修を取り入れる等、柔軟な実施方法とする。

4 対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

5 事業完了報告

この事業が完了した場合は、令和9年3月31日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。

6 事業実施に当たっての留意事項

個人情報の取扱いに関しては、下記のとおり安全管理の措置を講じること。

(1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

(2) 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

(3) 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個

個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

- (4) 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- (6) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。